

尾張旭市監査公表第8号

令和4年2月22日付け尾張旭市監査公表第4号をもって公表した定例監査結果報告について、令和4年3月2日付け3保第814号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和4年3月30日

尾張旭市監査委員 長谷川 博樹

尾張旭市監査委員 篠田一彦

健康福祉部保険医療課

監査の指摘事項	措置状況
福祉医療システム保守業務において、予定価格書が、見積徴収日後になって作成されている。尾張旭市契約規則第26条の規定により、随意契約によろうとするときは、あらかじめ第15条の規定に準じて予定価格を定める必要がある。	指摘事項につきましては、適切な見積徴収期間を設け、見積依頼に開札日時を明記することで、開札前にあらかじめ予定価格を定めたことを明確に示すよう是正し、今後の事務手続を実施します。